

土木工事現場における標示板設置基準

(目的)

第1 この基準は兵庫県土木部が発注する土木工事現場における安全管理について、地域住民及び通行者等の理解と協力を求め、かつその行政広報活動を図るため、標示物の設置等について定める。

(実施方法)

第2 1. 発注者は、契約金額1件1,000万円以上の工事については受注者にこの基準に定める工事標示板を設置させるものとする。ただし、発注者が標示板の設置効果がないものと判断したときは、これを設置しないことができる。
 2. この基準に定める工事標示板とあわせて「工事現場における標示施設等の設置基準」に定める標示施設を受注者に設置させるものとする。
 3. 受注者に設置させた工事標示板は、当該工事完成と同時に撤去させるものとする。

(実施基準)

第3 1. 工事標示板は、別表－1に定める「工事標示板設置基準」により、原則として工事契約1件ごとに1箇所を設置するものとする。
 2. 同一事業であって、連続又は近接した数工区の工事を同一時期に実施する場合、合同で大きい工事標示板を設置することが、第1の目的に照らし有効と判断されるときは、発注者は前項にかかわらず数工区合併した工事標示板を設置させることができる。

(設置場所)

第4 1. 工事標示板は、工事区域内又はその付近地で広報効果の高い位置を選んで設置するものとする。
 2. 設置場所は、法令の規則及び土地所有者の承諾等を勘案して決定するものとする。

(工事標示板の構造等)

第5 1. 工事標示板は、耐風雨性のある材質を用い、飛散して他に危害を及ぼすことのないような強固な構造にするものとする。
 2. 工事標示板の文字及び色彩、デザインは、景観に配慮し、自然環境を損なわないものとする。
 3. 工事標示板は原則として、地は白地、文字は黒字とし、図面等は適宜の色とする。

(工事標示板の記載内容)

第6 工事標示板の記載内容は、別表－1を標準とするほか次の各項によるものとする。
 1. 工事名称は、予算分類上の事業名にこだわらず、工事内容のわかる一般的な名称を用いること。
 2. 標示図は、工事規模に対応して略平面図、標準横断図、完成予想図、土地利用計画等のうちから選び、工事の全容又は、施工内容が視覚的に理解できる表現にすること。
 3. 当該工事が部分的な場合には、同一事業の工事の全容がわかるように、全体図、完成予想図等を標示すること。この場合、全体と施工部分の関連を色彩等により区分して、わかり易く標示すること。

附 則

この基準は令和8年2月1日より適用する。

別表－1

工事標示板設置基準

区分 工事規模	設置者及び 管理者	標示方法及び標示板様式	工事標示板の記載内容	備考
(I) 契約金額1,000万円以上 9,500万円未満の工事	受注者	工事標示板：様式－1 (別表－2) 1枚以上設置 原則、門型支柱にて固定 寸法 高さ 140cm以上 幅 110cm以上	①工事名 ②工事場所 ③工事期間 ⑦受注者 (TEL) ⑧発注者 (TEL)	・現場施工日数30日以内と想定される工事は工事標示板を省略することができる。
(II) 契約金額9,500万円以上の工事	受注者	工事標示板：様式－2 (別表－2) 1枚以上設置 原則、門型支柱にて固定 寸法 高さ 170cm以上 幅 180cm以上	①事業概要が分かる平面図又は、 標準横断図 ②工事名 ③工事場所 ④工事期間 ⑦受注者 (TEL) ⑧発注者 (TEL)	
(III) ①同一事業で同一地区に2ヶ年 以上にわたって施工される全 体事業費5億円以上の工事 ②発注者が特に必要と認める工事	受注者	工事標示板：様式－3 (別表－2) 1枚以上設置 原則、門型支柱にて固定 寸法 高さ 300cm以上 幅 200cm以上	①事業概要が分かる平面図又は、 標準横断図 ②工事名 ③工事場所 ④工事期間 ⑦受注者 (TEL) ⑧発注者 (TEL)	・(I)及び(II)による方法で行政広報目的を達するとみなせる場合は(III)は除く。

別表－2

工事標示板の様式

	様式－1	様式－2	様式－3
工事標示板の記載様式（標準）	<p>110cm以上</p> <p>工事名 工事場所 工事期間</p> <p>受注者（TEL） 発注者（TEL）</p> <p>花と緑あふれる美しい 県土をつくりましょう</p> 	<p>140cm以上</p> <p>180cm以上</p> <p>事業概要が分かる 平面図又は標準横断図</p> <p>工事名 工事場所 工事期間 受注者（TEL） 発注者（TEL）</p> <p>花と緑あふれる美しい 県土をつくりましょう</p> 	<p>200cm以上</p> <p>事業概要がわかる平面図（土地利用計画図含む） 及び完成予想図、標準横断図等</p> <p>工事名 工事場所 工事期間 受注者（TEL） 発注者（TEL）</p> <p>花と緑あふれる美しい 県土をつくりましょう</p> 

「土木工事現場における標示板設置基準」運用上の留意事項

(実施方法)

1. 「発注者が標示板の設置効果がないと判断したときは設置を省略できる」

これは、工事現場箇所による判断ではなく、工事執行上のトラブルをさける等行政的判断をすること。砂防工事、河川工事及び港湾工事等で工事現場が人家あるいは通行者の利用場所等により離れている場合は工事現場進入口、工事現場箇所付近等の工事標示板の設置効果があると思われる位置に設置すること。

(設置場所)

1. 設置場所はできるだけ公共用地とし、道路管理者、河川管理者等それぞれの管理者の承諾を得ること。また、交通管理者からの指摘や地元からの要望があった場合は、設置場所を検討するものとする。

(花と緑あふれる美しい県土づくりシンボルマークの表示について)

1. 表示の目的

兵庫県が推進している「花と緑あふれる美しい県土づくり」について、県民の理解と協力を求め、その周知を図ることを目的とする。

2. 表示の対象

原則として、土木部が施工するすべての工事現場に表示する。ただし、次の(1)～(3)に該当する場合は、表示しなくてもよいこととする。

- (1) 山間部等で表示効果のない工事現場
- (2) 工事期間が比較的短い工事
- (3) その他、発注者等が不適当と認めたもの

3. 表示の方法

- (1) 標示板又は、仮囲いに表示する。
- (2) 表示する場所は、県民の目につきやすい高さ・位置とする。ただし、花と緑あふれる美しい県土づくりのイメージを損なうことのないよう配慮する。
- (3) 新しいシンボルマークのデザイン・色彩・大きさ等については、別紙のとおりとする。大きさは、表示する標示板に応じて変更して差し支えないが、全体を均一に拡大・縮小して、全体のバランスを保持する。
- (4) 表示期間は、当該工事の実施期間中とする。
- (5) 標示板等以外で表示する場合についても、上記に準じて取り扱うものとする。

4. その他

上記2及び3によりがたい場合は、1の主旨に照らし、独自の方法でシンボルマークの表示を行うこととして差し支えない。

工事現場において表示するシンボルマーク



※図柄と文字のバランスは、上図を参考とする。

配色



マスコット展開図使用色

① C/100 M/60 DIC 641	② C/90 M/20 DIC 181	③ C/90 Y/100 DIC 638	④ M/10 Y/100 DIC 166	⑤ M/40 Y/100 DIC 163
⑥ M/100 Y/90 DIC 157	K/100 DIC 582			

注) 花弁や下地は、白色とする。